



県 章

滋賀県公報

平成 21 年（2009 年）
3 月 27 日
号 外 （ 1 ）
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	5

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき執行した平成 20 年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 21 年 3 月 27 日

滋賀県監査委員	森	茂	樹
〃	終	勝	次
〃	平	居	新 司 郎
〃	宮	村	統 雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
消防学校	平成 21 年 2 月 3 日
政策研修センター	平成 21 年 3 月 4 日
消費生活センター	平成 21 年 3 月 4 日
近代美術館	平成 21 年 2 月 13 日
男女共同参画センター	平成 21 年 3 月 4 日
湖南中部流域下水道事務所	平成 21 年 2 月 5 日
東北部流域下水道事務所	平成 21 年 3 月 4 日
森林センター	平成 21 年 2 月 10 日
精神保健福祉センター	平成 21 年 3 月 4 日
食肉衛生検査所	平成 21 年 3 月 4 日
動物保護管理センター	平成 21 年 2 月 5 日
中央子ども家庭相談センター	平成 21 年 2 月 10 日
彦根子ども家庭相談センター	平成 21 年 3 月 4 日
リハビリテーションセンター	平成 21 年 3 月 4 日
障害者更生相談所	平成 21 年 3 月 4 日
近江学園	平成 21 年 3 月 4 日
総合保健専門学校	平成 21 年 2 月 6 日
看護専門学校	平成 21 年 3 月 4 日
淡海学園	平成 21 年 2 月 5 日
計量検定所	平成 21 年 3 月 4 日
東北部工業技術センター	平成 21 年 3 月 4 日
草津高等技術専門校	平成 21 年 2 月 5 日
近江高等技術専門校	平成 21 年 3 月 4 日

家畜保健衛生所	平成 21 年 3 月 4 日
愛知川流域田園整備事務所	平成 21 年 3 月 4 日
芹谷地域振興事務所	平成 21 年 3 月 4 日
北川ダム建設事務所	平成 21 年 1 月 29 日
総合教育センター	平成 21 年 3 月 4 日
びわ湖フローティングスクール	平成 21 年 2 月 12 日
荒神山少年自然の家	平成 21 年 3 月 4 日
図書館	平成 21 年 3 月 4 日
河瀬中学校	平成 21 年 1 月 26 日
守山中学校	平成 21 年 2 月 3 日
水口東中学校	平成 21 年 3 月 4 日
膳所高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
大津清陵高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
堅田高等学校	平成 21 年 2 月 6 日
東大津高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
北大津高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
大津高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
石山高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
瀬田工業高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
瀬田高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
大津商業高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
彦根東高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
河瀬高等学校	平成 21 年 1 月 26 日
彦根西高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
彦根工業高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
彦根翔陽高等学校	平成 21 年 1 月 27 日
長浜高等学校	平成 21 年 1 月 30 日
長浜北高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
長浜農業高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
長浜北星高等学校	平成 21 年 2 月 2 日
八幡高等学校	平成 21 年 2 月 2 日
八幡工業高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
八幡商業高等学校	平成 21 年 2 月 2 日
草津東高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
草津高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
玉川高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
湖南農業高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
守山高等学校	平成 21 年 2 月 3 日
守山北高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
栗東高等学校	平成 21 年 2 月 10 日
国際情報高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
水口高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
水口東高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
甲南高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
信楽高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
野洲高等学校	平成 21 年 2 月 10 日
石部高等学校	平成 21 年 2 月 9 日
甲西高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
高島高等学校	平成 21 年 1 月 29 日
安曇川高等学校	平成 21 年 2 月 6 日

八日市高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
能登川高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
八日市南高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
伊吹高等学校	平成 21 年 2 月 2 日
米原高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
日野高等学校	平成 21 年 2 月 9 日
愛知高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
虎姫高等学校	平成 21 年 3 月 4 日
伊香高等学校	平成 21 年 1 月 30 日
盲学校	平成 21 年 3 月 4 日
聾話学校	平成 21 年 3 月 4 日
北大津養護学校	平成 21 年 3 月 4 日
鳥居本養護学校	平成 21 年 3 月 4 日
長浜養護学校	平成 21 年 3 月 4 日
長浜高等養護学校	平成 21 年 1 月 30 日
野洲養護学校	平成 21 年 3 月 4 日
草津養護学校	平成 21 年 2 月 10 日
守山養護学校	平成 21 年 3 月 4 日
甲南高等養護学校	平成 21 年 3 月 4 日
三雲養護学校	平成 21 年 2 月 9 日
新旭養護学校	平成 21 年 3 月 4 日
八日市養護学校	平成 21 年 2 月 9 日
甲良養護学校	平成 21 年 1 月 26 日
大津警察署	平成 21 年 2 月 13 日
草津警察署	平成 21 年 3 月 4 日
守山警察署	平成 21 年 2 月 6 日
甲賀警察署	平成 21 年 3 月 4 日
近江八幡警察署	平成 21 年 3 月 4 日
東近江警察署	平成 21 年 3 月 4 日
彦根警察署	平成 21 年 1 月 27 日
米原警察署	平成 21 年 3 月 4 日
長浜警察署	平成 21 年 3 月 4 日
木之本警察署	平成 21 年 3 月 4 日
高島警察署	平成 21 年 3 月 4 日
大津北警察署	平成 21 年 2 月 12 日

(注) 平成 21 年 3 月 4 日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

中央子ども家庭相談センター

児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入については、収納に努力されているものの、平成20年12月末日現在の収入未済額（繰越分）は、前年同期に比べ1,415,583円増加し、30,890,666円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

彦根子ども家庭相談センター

職員の不注意による交通事故（県過失割合 100%）が発生し、保険を含めて1,163,322円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

近江学園

近江学園の利用に係る使用料等については、収納に努力されているものの、平成20年12月末日現在の収入未

済額（繰越分）は、前年同期に比べ1,706,533円増加し、2,316,153円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

甲南高等学校

扶養手当の支給において、扶養親族の所得の認定を誤ったため、平成16年2月から正当支給額を上回って支給され、1,097,762円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

北大津養護学校

通勤手当の支給において、認定距離を誤ったため、平成15年4月から正当支給額を上回って支給され126,000円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

甲良養護学校

通勤手当の支給において、認定距離を誤ったため、平成15年4月から正当支給額を上回って支給され158,700円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

大津警察署

職員の不注意による交通事故（県過失割合 100%）が4件発生し、保険を含め783,903円が支払われているほか、相手車両に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

草津警察署

職員の不注意による交通事故（過失割合未確定）が発生し、公用車、相手方車両および運転者に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

長浜警察署

職員の不注意による交通事故（過失割合未確定）が発生し、公用車、相手方車両および運転者に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

高島警察署

職員の不注意による交通事故（県過失割合 100%）が発生し、保険を含めて737,497円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

(7) 収入関係（13件）

- ・使用料等について収入未済の解消を求めるもの
（彦根子ども家庭相談センター、瀬田高等学校、甲南高等学校）
- ・収納が遅延しているもの
（北大津高等学校、瀬田工業高等学校、大津商業高等学校、長浜北星高等学校、石部高等学校、高島高等学校、安曇川高等学校、愛知高等学校）
- ・調定時期が遅延しているもの（瀬田高等学校）
- ・その他収入に係る事務処理が適当でないもの（草津高等技術専門学校）

(イ) 支出関係（19件）

- ・支出額を誤っているもの（近江学園、計量検定所、守山養護学校、三雲養護学校）
- ・諸手当の支給を誤っているもの
（男女共同参画センター、中央子ども家庭相談センター、総合保健専門学校、家畜保健衛生所、びわ湖フローティングスクール、膳所高等学校、大津商業高等学校、八幡工業高等学校、栗東高等学校、石部高等学校、高島高等学校、安曇川高等学校、北大津養護学校、野洲養護学校）
- ・旅費の支給を誤っているもの（長浜北高等学校）

(ウ) 契約関係（4 件）

- ・仕様書の積算誤りがあるもの（野洲養護学校）
- ・随意契約の事務処理が適正でないもの（荒神山少年自然の家、彦根工業高等学校）
- ・契約変更が適切に処理されていないもの（障害者更生相談所）

(エ) 財産関係（6 件）

- ・交通事故等の防止を求めたもの
（甲南高等学校、甲賀警察署、近江八幡警察署、彦根警察署、米原警察署、大津北警察署）

(3) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成21年1月26日から平成21年3月4日までに実施した108機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 中高一貫教育の充実について（河瀬中学校、守山中学校、水口東中学校、河瀬高等学校、守山高等学校、水口東高等学校）

本県では平成15年4月から豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、個性や創造性をのばす教育を進めるため、公立の中高一貫教育が導入され、平成21年3月で6年目が経過し、最初の卒業生を送り出すことになった。

そこで、これまで各学校現場において取り組まれた、学校行事や授業内容および学習指導のあり方等を検証し、所期の目的が達成されるよう、より一層中高一貫教育の充実に努められたい。

(2) 警察官の人材育成について（各警察署）

近年、犯罪の認知件数は減少傾向にあるものの、凶悪化や複雑化し、捜査環境も変化してきている。現場の各警察署においては、特にベテラン警察官と若手警察官との二極化が進み、早急な対策が必要なことから、独自の取組をされている警察署もある。

このような中、団塊の世代の大量退職時代を迎え、様々なノウハウを持った多くのベテラン警察官が退職していく現況を踏まえ、その貴重な経験や技能をいかに次代に伝えていくかが大きな課題となっている。

警察業務の円滑な推進のために、これまで培われてきたベテラン警察官の経験や技能を十分傳承されるよう努めるとともに、中堅および若手警察官の人材育成に取り組まれたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成21年3月27日

滋賀県監査委員	森	茂	樹
〃	終	勝	次
〃	平	居	新 司 郎
〃	宮	村	統 雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	南部振興局
監査執行年月日	平成20年5月22日・5月23日・5月26日・5月27日・6月19日・6月30日・7月9日
監査結果報告年月日	平成20年8月5日
監査の結果	(1) 河湖占用料については、収納に努力されているものの、平成20年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ399,450円増加し、516,450円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。（建設管理部）

(2) 生活保護費返還金については、回収に努力されているものの、平成 20 年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ 575,800 円増加し、848,500 円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(甲賀県事務所地域健康福祉部)

(3) 河湖占用料において、平成 20 年 4 月末日現在、208,580 円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。(甲賀県事務所建設管理部)

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

(1) 河湖占用料の収入未済額 516,450 円については、戸別訪問、電話、文書等により継続して納付指導しているものの未納となっている。今後も納付督促を強化し、納付されるように措置をおこなう。(建設管理部)

(2) 平成 20 年 4 月末日現在の収入未済額 848,500 円については、未納者に対し、書面、電話や訪問による督促を行った結果、1 件 5,000 円の収納が図れた。

なお、残る未済額 843,500 円については、今後とも甲賀・湖南両市の生活保護担当課と連携を図りながら、債務者に対して粘り強く納入指導を行う。

また、訪問などによって債務者の収入や生活状況等を常に把握し、その状況に応じた額で月々の分割調定を行い、納入通知をすることで債務者の返還金の滞納防止に努める。(甲賀県事務所地域健康福祉部)

(3) 未収金のうち 2 件は法人の破産によるものであり、破産事件に対する交付要求を行っていた。この配当により 3,599 円が収納され、1 件は完納になった。もう 1 件の残額 6,161 円は、破産事件が終結し法人が消滅することにより不納欠損処分にする予定である。

残り 198,820 円は、倒産状態の法人に対しての未収金であるが、引き続き代表者への催告を行い、早期に収納できるよう努める。(甲賀県事務所建設管理部)

監査執行対象機関名	湖東地域振興局
監査執行年月日	平成20年6月5日・6月6日・6月20日・7月9日
監査結果報告年月日	平成20年8月5日
監査の結果	県税については、適正課税、滞納整理の強化など収入確保に努力されているものの、平成 20 年 5 月末日現在の収入未済額 (法定徴収猶予分を除く) は、前年同期に比べ 104,122 千円増加し、417,569 千円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(税務課)

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成 20 年 5 月末日現在の収入未済額 417,569 千円については、職員一丸となってその縮減に努めた結果、平成 21 年 1 月末日現在で 295,229 千円となった。

収入未済額の圧縮については、課税担当と納税担当との連携を密にし、税務署や市町等からの情報収集に基づき早期に滞納者の実態把握に努め、保有する財産調査を迅速に行い、自主納付の見込めない滞納者については速やかに滞納処分を行った。

滞納整理に当たっては「徴収するか、停止するか、差押えするか」の徴収姿勢を堅持し積極的に滞納整理に取り組んでいる。

収入未済額の 6 割以上を占める個人県民税の収納促進については、平成 17 年度に設置された滞納整理特別対策室に、平成 20 年度から「滋賀地方税滞納整理機構」を設けこの機構と連携し、市町と協働で収入未済の圧縮に取り組んでいる。

また市町職員の徴収技術向上のための研修会の開催や徴収組織体制の強化 (増員) にも積極的に働きかけ、更なる滞納額の圧縮に努めている。(税務課)

監査執行対象機関名	高島県事務所
監査執行年月日	平成20年5月28日・5月29日・6月13日・7月9日
監査結果報告年月日	平成20年8月5日
監査の結果	河湖占用料等については、収納に努力されているものの、なお平成 20 年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ 509,114 円増加し、4,023,990 円となっているので、引き続き収納の促進に努めるとともに

に、新たな収入未済の発生防止に努められたい。（建設管理部）

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

河湖占用料等の収入未済額の縮減については、建設管理部の重点課題として取り組んでおり、滞納者への電話、訪問等による接触を密にし、納付誓約書の提出による納付指導および法の規定による滞納処分等の実施に努めた。

その結果、平成 20 年度の収入未済額 4,023,990 円は、平成 21 年 1 月末現在の未収額は 219,228 円となった。なお、この未収額についても、早期に納付するよう当該者を強く指導している。

また、現年度調定分についても納期内納付の指導、督促状の発付および催告等により収納促進を図っている。（建設管理部）

監査執行対象機関名	農政水産部農政課
監査執行年月日	平成20年8月11日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監査の結果	<p>農業改良資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成 20 年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ 6,587,196 円増加し、27,215,786 円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収入未済額の収納については、振興局等の農産普及課および滋賀県信用農業協同組合連合会と連携し、債務者および連帯保証人に対して電話や面談により、継続的な督促を行っている。この結果、これまで償還が途切れていた 2 名について、連帯保証人が新たに定期的な分納に応じることとなり、延滞のある債務者 5 名すべて、分割であるが収納を確保できることとなった。</p> <p>これらの取り組みにより、平成 21 年 2 月 26 日時点で 2,081,000 円を収納した。今後も関係機関と連携し、経営状況や償還状況を見極めながら督促を行い、引き続き早期回収に努める。</p> <p>次に、新たな収入未済の発生防止については、延滞発生時にできるだけ早く債務者に面談し経営状況や延滞の原因の把握に努め、それを踏まえ、農業技術振興センターや振興局等の農産普及課と連携し経営改善のため適切な指導、助言を行う。また、連帯保証人とも連絡を密にし、約定の返済が行われるよう対応してまいりたい。</p>

監査執行対象機関名	教育委員会事務局学校教育課
監査執行年月日	平成20年7月31日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監査の結果	<p>高等学校奨学資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成 20 年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ 11,485,798 円増加し、39,948,698 円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納の促進については、電話、書面による督促以外にも直接債務者の自宅を訪問して督促を行い、返還が困難な者にはその事情に応じて分割納付の指導などを行った結果、1,967,550 円（平成 21 年 2 月末現在）の回収を図った。</p> <p>しかしながら、今年度においては、景気の急速な悪化に伴う厳しい雇用情勢の中、返還が困難となる者が増加しており、現年分の収納率が昨年度より約 6 ポイント減少し、一昨年度程度（72.9%）の収納率となる見込みである。</p> <p>来年度は、督促体制のより一層の強化を図るため、悪質な滞納者に対し簡易裁判所へ支払督促の申し立てを行うこととし、その手続費用について予算措置を講じたところである。</p> <p>できる限り早期に収入未済の解消を図るとともに、貸付時や貸付終了時において、奨学生に債務者として返還義務があることを周知して返還意識の向上を図ることとする。</p>

監査執行対象機関名	教育委員会事務局人権教育課
-----------	---------------

監査執行年月日	平成20年8月4日
監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監査の結果	<p>地域改善対策修学奨励資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成20年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ10,003,190円増加し、45,893,918円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納促進については、納入義務者への文書による督促回数を増加し、また納入義務者に直接説明するなどして、ねばり強く実施するとともに、貸付金の各種申請書類の受付や決定書類の交付等を依頼している関係市町教育委員会を訪問し、個々の債務者の実情に照らした、継続的な返還指導について引き続き依頼しながら、一層の収納促進を図った。</p> <p>また、新たな収入未済の発生防止に向けては、機会あるごとに返還義務があることについて周知に努め、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会を通じ個別指導に努めた。</p>

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成20年8月5日
監査の意見	<p>(1) 生活保護費返還金の新たな発生防止および収納の促進について</p> <p>生活保護制度に基づき、生活に困窮している国民に対しては一定の要件のもと生活保護費が支給されるが、要件を欠くに至ったにもかかわらず引き続き支給していた場合は、遡って返還を求めることとなる。</p> <p>しかし、このような場合、回収が困難となる事例が多く見受けられることから、各管内ごとの受給者の特性や未収金の発生要因等を分析するなど、課題の把握に努めるとともに、生活保護費支給の際には市町と連携を図り、よりきめ細かな訪問調査や就労指導、自立支援を行うことにより、生活保護費返還金の新たな発生防止と収納の促進に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(南部振興局地域健康福祉部)</p> <p>当部における生活保護費の返還事例は7件であり、うち3件については関係市との連携のもと、面接することにより計画どおり返還中である。</p> <p>また、残る4件のうち3件については債務者の生活状況を詳細に把握するとともに、関係市の協力を求めて面談や電話等により督促を行い収納の促進に努めてきた。引き続き、債務者との話し合いのうえ分納指導等の手続きを活用するなど、個々の生活状況に合わせた収納促進に努めていく。</p> <p>他の1件については、所在不明により長期未納となっている事例であり、不納欠損処分を予定している。なお、生活保護費支給事務については、管内4市において実施されている。</p> <p>(南部振興局甲賀県事務所地域健康福祉部)</p> <p>当部における生活保護費の返還事例は17件であり、うち5件については関係市との連携のもと、納入通知を送付することにより計画どおり返還中である。</p> <p>また、残りの12件のうち6件については不定期ながら一部収納はある。6件については、派遣やパートによる不安定な就労形態による収入、本人や家族の病気による就労収入の減少、高齢化による収入の減少などにより収納困難な状況にあるものの、生活状況を把握するための家庭訪問や電話での督促、定期的な督促状の送付、また管内市生活保護担当との打合せや共同での訪問・面接などを行い、粘り強く納入指導をしている。今後とも、新たな収入未済を防ぐために滞納者の状況把握を行い収納の促進に努める。</p> <p>なお、生活保護費支給事務については、管内2市において実施されている。</p> <p>(東近江地域振興局地域健康福祉部)</p> <p>当部における生活保護費の返還事例は3件であり、関係市町との連携のもと、直接訪問し、面接することとて収納につなげており、いずれも計画どおり返還中である。今後とも滞納者の状況把握を行い収納の促進に努める。</p> <p>なお、支給継続中の生活保護費については、「濫給」「漏給」を防止し、適正な執行となるよう、管内</p>

各町をはじめとした関係機関との綿密な連携のもと取り組んでおり、きめ細やかな訪問調査による生活実態の把握や預貯金調査を適時、適切に行い不正受給等による新たな返還金の発生防止に努める。

（湖東地域振興局地域健康福祉部）

当部における生活保護費の返還事例は 20 件であり、うち 19 件については関係町との連携のもと、直接訪問したり、役場で面接等を行うことにより計画どおり返還中である。

また、残る 1 件については、電話はもとより督促状を持参するなど繰り返し督促を行っているところである。しかし、入院やパート就労時間の減少などを理由に定期的な納入には至っておらず、今後も家庭訪問などにより収納の促進に努める。

なお、支給継続中の生活保護費については、受給者に対する訪問調査や預貯金調査を適時、適切に行うとともに、収入申告書の定期的な提出指導により不正受給の発生防止に努める。

（湖北地域振興局地域健康福祉部）

当部における生活保護費の返還事例は 26 件であり、うち 15 件については、関係町の協力を得て、返還計画どおりの納付を履行させている。

残りの 11 件については、いずれも保護受給中または年金のみの収入などで直ちに返済に応じる資力が無いものと認められるが、そのうち 4 件については、家庭訪問するなどして、少額ずつではあるが定期的に納付させている。他の 7 件についても、今後とも、定期的に督促状を発行するなどして、より一層収納の促進に努める。

なお、支給継続中の生活保護費については、訪問調査活動の充実強化を図り受給者の生活実態をよりの確に把握するとともに、高校生のいる世帯に対するアルバイト収入に係る申告義務の周知徹底および 60～65 歳の被保護者に対する年金受給資格の再確認をはじめ適切な収入申告書の徴収を行い、不正受給の発生防止に努めている。

（高島県事務所地域健康福祉部）

当部における生活保護費の返還事例は 18 件であり、うち 8 件については高島市との連携のもと、面接するなどにより計画どおり返還中である。

また、残る 10 件のうち 4 件については、自宅訪問や電話等により少しずつながら納入されている。6 件については、就労収入が少ないことや行方不明等により収納困難な状況となっているものの、債務者に対して定期的な訪問や電話等により督促を行うほか、債務者の近況を把握するため、関係機関との連絡調整に努めている。今後とも、より一層納入指導を行うことにより収納の促進に努める。

なお、生活保護費支給事務については、高島市において実施されている。

（大津健康福祉センター）

当センターにおける生活保護費の返還事例は 1 件であり、大津市との連携のもと、面接することにより計画どおり返還中である。今後とも、より一層納入指導を行うことにより収納の促進に努める。

なお、生活保護費支給事務については、大津市において実施されている。

